

健康保険「被扶養者の資格確認調査（検認）」の実施について

平素は当健康保険組合の事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今年度は**令和7年10月に**、健康保険法施行規則第50条および厚生労働省の指導に基づき、被扶養者資格調査（検認）を実施いたします。この調査は、被扶養者として認定された方がその後も引き続き資格があるかを確認するものです。

皆様から納めていただく保険料を適正に使用し健保財政の安定化を図るため、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、**今回より実施方法・実施時期等に変更がございますので、以下ご確認ください。**

1. 今年度からの主な変更点

健康保険組合は、法律で「個人番号利用事務実施者」と定められていることから、今年度より皆様の書類提出のご負担軽減を目的とし、住民票・所得証明書の情報について、マイナンバー制度の情報連携を活用し事前に確認させていただきます。

	従来	変更後（令和7年度以降）
対象者	18歳以上74歳以下の被扶養者 事業所・工場ごとに隔年（2年に1回）	18歳以上74歳以下の被扶養者 全工場で毎年実施
実施方法	工場総務（本社は人事）経由で対象者に対し 「被扶養者資格調査票」（緑色の封筒に封入）を送付。 対象者は上記の調査票に記入し、住民票・所得証明書等の 必要書類を用意して工場総務（本社は人事）へ提出。	7月ごろ、マイナンバー制度の情報連携を活用し 健保にて住民票・所得証明書の情報を得て事前確認。 ※マイナポータルに閲覧履歴が残ります。 <u>情報連携において前年（今年度は令和6年中）の 所得情報や世帯状況が確認できなかった方や、 追加書類が必要な方に限り、</u> 工場総務（本社は人事）経由で「被扶養者資格調査 票」（緑色の封筒に封入）を送付。 対象者は上記の調査票に記入し、記載の必要書類を 用意して工場総務（本社は人事）へ提出。
実施時期	6月中旬に対象の事業所に送付	事前確認・・・7月中旬から 調査票送付・・・令和7年10月21日以降

2. 提出期限

令和7年11月14日（金） 工場総務（本社は人事）経由で健康保険組合へ提出

ご不明点等ございましたら、健康保険組合までご連絡ください。

お手数をおかけしますが、ご理解とご協力の程よろしく願いいたします。

問い合わせ先

フタバ産業健康保険組合

担当 座喜味（ざきみ）

TEL 0564-62-9558

内線 615-451